

令和 2 年

富士川町議会

第 2 回臨時会会議録

令和 2 年 4 月 2 4 日 開会

令和 2 年 4 月 2 4 日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 2 年

富士川町議会第 2 回臨時会

令和 2 年 4 月 2 4 日

令和 2年 4月 24日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第46号 富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第47号 令和2年度富士川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第48号 令和2年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第49号 富士川町学校給食センター調理器具等購入契約の締結について
- 日程第 8 議案第50号 増穂小学校校舎外壁塗装改修工事請負契約の締結について
- 日程第 9 富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第10 発委第 1号 富士川町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 常任委員会委員の選任について
- 日程第12 議会運営委員会委員の選任について

(追加日程)

- 日程第 1 議長辞職の件
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 議席の一部変更
- 日程第 4 峡南広域行政組合議会議員の選挙について
- 日程第 5 峡南医療センター企業団議会議員の選挙について
- 日程第 6 同意第 1号 富士川町監査委員（議会選出）の選任について議会の同意を求める  
ことについて
- 日程第 7 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 8 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 出席議員は次のとおりである。(13名)

1番	秋山仁	2番	樋口正訓
3番	笹本壽彦	4番	井上和男
5番	望月眞	6番	秋山稔
7番	成田守	8番	小林有紀子
10番	青柳光仁	11番	堀内春美
12番	鮫田洋平	13番	長澤健
14番	井上光三		

3. 会議録署名議員

10番	青柳光仁	11番	堀内春美
-----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(18人)

町長	志村学	副町長	齋藤靖
教育長	野中正人	会計管理者	秋山忠
政策秘書課長	秋山佳史	財務課長	早川竜一
管財課長	樋口一也	税務課長	深澤千秋
防災交通課長	望月聡	町民生活課長	中込裕子
福祉保健課長	松井清美	子育て支援課長	佐藤洋子
産業振興課長	遠藤悦美	都市整備課長	河原恵一
土木整備課長	志村正史	上下水道課長	原田和佳
教育総務課長	中込浩司	生涯学習課長	依田正紀

5. 職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	野中充香
書記	横内太加志

開会 午前10時00分

○議長（井上光三君）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。

議長から申し上げます。臨時会に先立ちまして、ここで、4月20日にご逝去されました、深澤公雄議員のご冥福をお祈りし、全員で黙祷を捧げたいと思います。それでは、黙祷。お直りください。着席してください。

富士川町告示第29号をもって招集されました、令和2年第2回富士川町議会臨時会に、議員並びに町長をはじめ、執行部各位にはご健勝にてご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回富士川町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

---

○議長（井上光三君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により10番青柳光仁君及び11番堀内春美さん指名します。

---

○議長（井上光三君）

日程第2 会期決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

○議長（井上光三君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

○議長（井上光三君）

日程第3 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、及び監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

なお本日は、広報担当から写真撮影の申し出がありました。

これを許可しましたのでご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

○議長（井上光三君）

日程第4 議案第46号 富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○議長（井上光三君）

次に、議案第46号について補足説明を求めます。

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

では議案第46号富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。タブレットの3ページでございます。今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、また感染が疑われる症状があらわれたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けている被用者に対して、一定の期間に限り新たな保険給付の一つとして、傷病手当金を支給することを定めるため、一部改正を行うものであります。タブレットの5ページの新旧対照表をお開きください。目次、第3章の保険給付に、傷病手当金として第6条の2から第6条の4を加えております。第6条の2では、給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、当該感染症が疑われ、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給することを定めております。次の第2項では、傷病手当金の1日の額の算出方法について、直近の継続した3か月の給与等の収入の合計額を、その労務日数で除した金額の3分の2に相当する金額と定め、また、上限額を定めております。タブレット6ページの第3項では、傷病手当金の支給期間は1年6か月を超えないものと定めております。次に第6条の3では、給与等の収入の全部または一部を受けとることができる者に対しては、これを受けることができる期間は傷病手当金は支給しないこと、ただし、その受けとることができる給与等の収入が前条第2項の規定により算出される額より少ないときは、その差額を支給することを定めております。次の第6条の4では、前条に規定する者が受けとることができるはずであった給与等の全部または一部を、何らかの事由で受けとることができなかったときの措置を規定したもので、救済規定を設けております。次の第2項では、前項の規定により支給した傷病手当金は、立替払い的性格のものであることから、保険者が事業主から支給した額を徴収することを定めたものです。タブレットの4ページに戻っていただきまして、附則といたしましてこの条例は公布の日から施行し、改正後の第6条の2から第6条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとします。この期間については、国の特別調整交付金の交付基準の支給要件を満たすように定めております。以上で議案第46号の補足説明とさせていただきます。ご審議のうえご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第46号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

議案第46号富士川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、タブレットでいえば5ページから7ページになりますが、ここに関わって質問させていただきます。この対象者は、町内の事業所に雇用されている健康保険対象者なのかどうか、町外も可能なのかお伺いします。

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただ今の望月議員のご質問にお答えします。富士川町の国民健康保険の被保険者で被用者ということですので、事業所に関しては町内町外問わず、被保険者であることが条件でございますので事業所は問いません。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。非正規雇用者、あるいはパートタイム雇用者もこれに準じているという理解でよろしいですか。

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

事業者から給与という形で支払いがされている方ということで、勤務形態等は問われておりません。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

最後の再質問です。タブレット4ページのところにありますが、第6条の4の2、前項の規定により町が支給をした金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。と書いてありますが、これは一旦町で渡して、いずれ事業主から、町から出した分を返却してもらうという理解でよろしいですか。

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

今、望月議員からご質問ありました、そのような理解でおりますし、そういう性質のものでございます。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君。

○5番議員（望月眞君）

まだ若干質問をしたいのですが、3問になりましたので終わります。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑ありませんか。

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

3番笹本壽彦です。先ほど望月眞議員の続きになりますが、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収することということですが、これは国保ですからほとんどが自営業者というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（井上光三君）

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長（中込裕子さん）

ただ今の笹本議員のご質問でございますが、支給を受ける被保険者は国保の被保険者でございます。事業所というのは国民健康保険とは直接関係ございませんので、自営業者とは限らないということになります。事業者は自営業者とは限りません、ということでございます。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

俗にいう、大きかろうが小さかろうが株式会社、有限会社の職員とかは含まれないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

この国保の一部改正につきましては、国民健康保険の被保険者のうちとっておりますので、国民健康保険の被保険者が1人事業主であれば当然国保へ入っていると思いますし、そしてまた何人か使うと社会保険へ入らなければならないと思いますから、そういう人たちは除かれるということでもあります。以上です。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

そうしますと、雇用者自体が非常に脆弱なという言うと失礼ですが、厳しい状況にある中で、その当該被保険者を使用する事業所に、後から徴収ということになるとその事業所自体を非常に厳しいと考えられますので、その辺のことも考慮したほうがよろしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

申請に基づいて傷病手当金を支給していきますので、返済といいますが後で負担がかかる人たちははいたかなければいいということになりますけれど、そうは言いましても収入がなくなるわけがありますので、その間を傷病手当金ということで3分の2ではありますけれども補てんをしていくということでもあります。いずれはお返しいただくかもしれませんが、その間収入がゼロになりますので、その間をしのいでいただくために、国保の被保険者の皆さまに傷病手当ということで給付金を給付していくという制度であります。

○議長（井上光三君）

3番 笹本壽彦君。

○3番議員（笹本壽彦君）

以上、ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（井上光三君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第46号について質疑を終わります。

これから、議案第46号について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第46号について討論を終わります。

これから、日程第4 議案第46号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

○議長 (井上光三君)

日程第5 議案第47号 令和2年度 富士川町一般会計補正予算 (第1号)

日程第6 議案第48号 令和2年度 富士川町 国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

以上の2議案は補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長 (志村学君)

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○議長 (井上光三君)

次に、議案第47号および第48号について補足説明を求めます。

はじめに、議案第47号について補足説明を求めます

財務課長 早川竜一君。

○財務課長 (早川竜一君)

それでは、議案第47号の補足説明をさせていただきます。タブレット9ページをご覧ください。

(以下、令和2年度富士川町一般会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正は事項別明細書にて説明をいたします。タブレットの14ページをお開きください。

(以下、令和2年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読説明)

以上議案第47号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 (井上光三君)

次に、議案第48号について補足説明を求めます。

町民生活課長 中込裕子さん。

○町民生活課長 (中込裕子さん)

議案第48号国民健康保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。タブレット17ページをお開きください。

(以下、令和2年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正の詳細につきましては事項別明細書により説明をいたします。タブレッ

トの21ページをお開きください。

(以下、令和2年度富士川町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書朗読説明)

以上議案第48号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長 (井上光三君)

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第47号および第48号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第47号および第48号について質疑を終わります。

○議長 (井上光三君)

これから、議案第47号および第48号について討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第47号および第48号について、討論を終わります。

これから、日程第5議案第47号 および日程第6議案第48号について、一括して採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号および第48号は原案のとおり可決されました。

---

○議長 (井上光三君)

日程第7 議案第49号 富士川町学校給食センター調理器具等購入契約の締結について

日程第8 議案第50号 増穂小学校校舎外壁塗装改修工事請負契約の締結について

以上の2議案は、契約締結案件でありますので一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長 (志村学君)

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○議長 (井上光三君)

次に、議案第49号および第50号について補足説明を求めます。

管財課長 樋口一也君。

○管財課長 (樋口一也君)

それでは議案第49号と議案第50号の補足説明をさせていただきます。

はじめに議案第49号についてであります。タブレットの23ページをご覧ください。物品名につきましては富士川町学校給食センター調理器具等購入になります。

納入場所につきましては富士川町小林地内の学校給食センターになります。物品概要につつまし

ては、食器類、食缶類、食器かご、調理用スライサー、配膳ワゴン等の購入になります。入札の方法につきましては、6社に対する指名競争入札で、4月17日に入札を実施いたしました。結果としまして入札は1回行い、株式会社日新厨房企画が落札いたしました。契約金額につきましては、2860万円であります。納入期限につきましては、令和2年7月31日となっております。契約の相手方につきましては山梨県中央市山之神流通団地北1番地、株式会社日新厨房企画代表取締役内田誠一であります。なお次ページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。

次に議案第50号の補足説明をさせていただきます。タブレットの26ページをご覧ください。工事名につきましては増穂小学校校舎外壁塗装改修工事であります。施工場所につきましては富士川町最勝寺320番地の増穂小学校になります。工事内容につきましては、1号館校舎のひび割れ部分の補修、アスベスト除去を伴う塗装替え、東西2か所の昇降口の屋根塗装替えであります。入札の方法につきましては、8社に対する指名競争入札で、4月17日に入札を実施いたしました。結果としまして入札は1回行い、株式会社杉田建工が落札いたしました。落札金額につきましては5841万円で、落札率につきましては97.86%であります。工期につきましては議会議決日の翌日から令和2年9月30日となっております。契約の相手方につきましては山梨県甲府市小曲町1283番地、株式会社杉田建工代表取締役杉田宗利であります。なお次ページに仮契約書の写しがありますので、ご参照ください。以上議案第49号と議案第50号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井上光三君）

以上で、町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

これから、議案第49号および第50号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第49号および第50号について質疑を終わります。

○議長（井上光三君）

これから、議案第49号および第50号について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第49号および第50号について討論を終わります。

これから、日程第7議案第49号および日程第8議案第50号について、一括して採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号および第50号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（井上光三君）

日程第9 富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

富士川町選挙管理委員会委員長折居和雄君から、富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

を行うべき事由が発生し、地方自治法第182条第8項の規定により通知がありましたので、同法第182条第1項及び第2項の規定により、これより富士川町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によって行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名推薦することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

推薦者名簿配布のため、暫時休憩します。

( 書記 推薦者名簿配布 )

休憩 午前10時34分

---

再開 午前10時35分

○議長 (井上光三君)

休憩を解いて再開します。

選挙管理委員会委員に原美紀子さん、選挙管理委員会補充員に第4順位 堀内敬明君。以上のおり指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を、選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した方が選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

---

○議長 (井上光三君)

日程第10 発委第1号 富士川町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

発委第1号の提出者の説明を求めます。

13番 長澤健君

○13番議員 (長澤健君)

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○議長 (井上光三君)

以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

長澤委員長、その場でしばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号については質疑と討論を省略します。

長澤委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

○議長 (井上光三君)

これから、日程第10 発委第1号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時39分

---

再開 午前10時43分

○議長 (井上光三君)

休憩を解いて再開します。

○議会事務局長 (野中充香さん)

先ほど議長より辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条の規定によって、副議長が議長の職務を行います。

副議長、議長席へお願いいたします。

○副議長 (鮫田洋平君)

議長が欠けましたので、地方自治法第106条の規定によって議長の職務を行います。

議長 井上光三君から、議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加議事日程を書記に配布させます。

( 書記 追加議事日程1 配布 )

---

○副議長 (鮫田洋平三君)

追加日程第1 議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、井上光三君の退場を求めます。

( 井上光三君 退場 )

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（野中充香さん）

辞職願 この度、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和2年4月24日 富士川町議会議長 井上光三 富士川町議会副議長 鮫田洋平殿

○副議長（鮫田洋平君）

お諮りします。

井上光三君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、井上光三君の議長の辞職を許可することに決定しました。

井上光三君の入場を許可します。

（ 井上光三君 入場 ）

○副議長（鮫田洋平君）

井上光三君の議長の辞職を許可することに決定したことを告知します。

ここで、井上光三君に議長退任のあいさつをお願いします。

○議長（井上光三君）

議長退任にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

2年前、議員各位のご推挙をいただき、第5代富士川町議会議長の要職を賜りました。富士川町も合併して8年が経過し、第2次総合計画でのまちづくりがスタートした年でありました。

議会においても、議員定数が削減され、議会基本条例に基づく議会運営が始まった年でもありました。私は就任のあいさつの中で、「議長として議会の品位を保持し、中立公正な立場で、言論の府としての議会が円滑に運営されるように、誠実に職責を全うするとともに、いかに町民の立場に立った議会が構築できるかを最重要に考え、私自身が先頭に立って町民に開かれた、町民に信頼される議会づくりのために研さんを積んで参る」と所信を述べさせていただきました。

また、最初の議会日より「春風を以て人に接し、秋霜を以て自らを肅む」の言葉を引用させていただいたことを覚えております。

まさにこの2年間は、この所信を忘れないとの思いの中で、微力ながら精いっぱい務めさせていただきました。力及ばずの反省部分もありますが、こうして本日まで、無事議長職を全うすることができたのは、ひとえに議員各位並びに志村町長はじめ執行部の皆様方のご支援ご協力の賜物と、改めまして心より御礼を申し上げる次第でございます。

顧みますと、議長職就任中は、町の7大事業である児童センター、いきいきスポーツ公園の竣工を見ることができたこと。また、議会においては懸案であった、議会録画放送の実現を見ることができたこと。さらに、議会サポーターの設置ができたことなどが、記憶に新しいところでございます。加えて、山梨県町村議会議長会会長、並びに関東町村議会議長会会長の重責も担わせていただくことができたことは、この上ない誇りであり、こうしたことの一つ一つが、多くの皆様方のご指導の中で歩んでこられた賜物と、重ねて感謝を申し上げたいと存じます。

また、この最後の年は町が町制執行10年を迎えた年でありました。さまざまな記念事業に参加参画することができたこと、富士川町としては初となる友好都市協定締結に立ち会うことができたことなどは、貴重な思い出となっているところでございます。

ただ、2年間大過なくと言えなかったことが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、

10周年記念式典をはじめとした各種行事が延期や中止になったことや、緊急事態宣言の発令により町民の不安が高まっていることなどを考えますと、まことに残念であり、1日も早い収束を願うばかりであります。さらに議長の職を辞する決意をした最中において、頼れる同僚であった深澤公雄議員の訃報に接したことは痛恨の極みであり、まだ心の整理も惜別の情もつかないわけですが、今はただ深澤議員のまちづくりに対する情熱を引き継ぎ、しっかりとした議員活動をしていくことお誓いするとともに、改めて哀悼の意と、衷心からのご冥福をお祈りに申し上げたいと存じます。

富士川町も合併から10年が経過し、これからさまざまな事業が計画されています。私も、今後は一議員として研さんを積み、皆様とともに議員活動を進めて参りたいと考えております。

結びに、皆さんのこれまでのご支援にもう一度感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、退任にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○副議長（鮫田洋平君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加議事日程を書記に配布させます。

（書記 追加議事日程2 配布）

○副議長（鮫田洋平君）

追加日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名推薦することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することに決定しました。

○副議長（鮫田洋平君）

議長に、長澤健君を指名します。

お諮りします。

ただいま、副議長が指名しました長澤健君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました長澤健君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました長澤健君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、長澤健君に議長就任のあいさつをお願いします。

長澤健君

○議長 (長澤健君)

議長就任にあたりまして、一言あいさつを申し上げます。

このたび議員の皆様のご推挙をいただき、富士川町議会第6代議長の役職に就任することとなりました。身に余る光栄とともに、職責の重さを痛感しているところであります。富士川町は合併10年を迎え、町が掲げる7大事業をはじめ、さまざまな政策が粛々と進められています。

しかし、現在蔓延している未知のウイルスにより、経済情勢も先行き不透明であり、町を取り巻く環境はさらに厳しくなると予想されることから、議会の役割である行政の監視と政策の提言は、さらに重要になると考えます。富士川町議会はこれまで多くの議会改革を進めて参りました。この先輩方が築いてきた議会改革も、検証していく時期にきていると考えます。と同時に、さらに進化した議会の構築のため、議員個々のスキルも、さらに上げていくことが求められます。

私も議会を代表して、民主的で公正かつ、公平な立場において職務を遂行し、効率的な議会運営を行うとともに、町民の立場に立って、住民福祉の向上と富士川町発展のため活動していく所存です。

また、今臨時会を前に、志半ばでご逝去された深澤公雄議員に対し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。彼を亡くしたことは、富士川町にとっても、富士川町議会にとっても大きな痛手であり、私も大切な仲間を失い、堆積の念にたえませんが、彼の志もしっかり継承し、よりよいまちづくりに取り組んで参りたいと思います。

結びになりますが、コロナウイルスにより世界的な危機を迎えていますが、まずはそれぞれご自愛いただきながら、町民一丸となって乗り越えていきましょう。

以上です。

○副議長 (鮫田洋平君)

議長、議長席にお着きください。

○議長 (長澤健君)

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

---

再開 午前11時01分

○議長 (長澤健君)

休憩を解いて再開します。

議長から報告します。

私長澤健は、一身上の都合により峡南広域行政組合議会議員を辞職しました。

また、深澤公雄議員がご逝去されたことに伴い、峡南広域行政組合および峡南医療センター企業団議会の議員が欠員となったことから、新たに選挙を行いたいと思います。

また、監査委員辞職の申し出を町長に提出し、承認されましたので報告をいたします。

ここで追加議事日程を配布します。

( 書記 追加議事日程 配布 )

○議長 (長澤健君)

お諮りします。

報告しました案件を含め、ただいまお手元に配布しましたとおり、日程の順序を変更し、直ちに日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、追加日程を第3から第6までとして議題とすることに決定しました。

---

○議長 (長澤健君)

追加日程第3 議席の一部変更を行います。

議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

14番を議長の議席とし、13番を井上光三君とします。

変更した議席への移動をお願いします。

---

○議長 (長澤健君)

追加日程第4 峡南広域行政組合議会議員の選挙について

追加日程第5 峡南医療センター企業団議会議員の選挙について

以上の2議案は、一部事務組合議会議員の選挙でありますので一括して議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、副議長が指名推薦することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名推薦することに決定しました。

まず、峡南広域行政組合議会議員の指名推薦を行います。

副議長 鮫田洋平君

○副議長（鮫田洋平君）

峡南広域行政組合議会議員に井上光三君、堀内春美さんを指名します。

○議長（長澤健君）

お諮りします。

ただいま、副議長が指名しました井上光三君、堀内春美さんを峡南広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、峡南広域行政組合議会議員に井上光三君、堀内春美さんが当選されました。

ただいま、議員に当選された井上光三君、堀内春美さんが議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

続いて、峡南医療センター企業団議会議員の指名推薦を行います。

副議長 鮫田洋平君

○副議長（鮫田洋平君）

峡南医療センター企業団議会議員に長澤健君を指名します。

○議長（長澤健君）

お諮りします。

ただいま、指名の長澤健を峡南医療センター企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、峡南医療センター企業団議会議員に長澤健が当選しました。

---

○議長（長澤健君）

追加日程第6 同意第2号 富士川町監査委員（議会選出）の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

町長 志村学君。

○町長（志村学君）

————— 議案の提案理由朗読説明 —————

○議長（長澤健君）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

地方自治法第117条の規定により、井上光三君の退席をお願いします。

（ 井上光三議員 退席 ）

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号については質疑と討論を省略します。

これから、追加日程第6 同意第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

井上光三 君の入場を許可します。

( 井上光三君 入場 )

議席にお戻りください。

富士川町監査委員に同意したことを、井上光三君に告知します。

---

○議長 (長澤健君)

日程第11 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

委員名簿配布のため、暫時休憩します。

( 書記 委員名簿配布 )

休憩 午前11時09分

---

再開 午前11時10分

○議長 (長澤健君)

休憩を解いて再開します。

お諮りします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり、それぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員はただいま指名したとおり選任することに決定しました。

ただいま常任委員が決定しましたが、議長は公平、指導の立場にあり、かつ運営上、中立性を保持すべきものであり、職責を完全に遂行するため、常任委員を辞退したいと思います。

これにつきましては、私の一身上に関する事件であります。

地方自治法第117条の規定によって、除斥が適用されますので、副議長に議事運営をお願いします。

○副議長 (鮫田洋平君)

少しの間、議長を務めさせていただきます。

ただいま、議長から常任委員を辞退したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞退を許可することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、長澤健君の常任委員辞退を許可することに決定しました。

長澤健君の入場を許します。

( 長澤健君 入場 )

○副議長 (鮫田洋平君)

長澤健君の常任委員の辞退を許可することに決定したことを告知します。

これで、議長を交代します。

○議長 (長澤健君)

それでは、先ほど選任されました各常任委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれ正副委員長の互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

---

再開 午前11時15分

○議長 (長澤健君)

休憩を解いて、再開します。

休憩中に各常任委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので議長から報告します。

ひとつくり常任委員会委員長に望月眞君、同副委員長に井上和男君

まちづくり常任委員会委員長に小林有紀子さん、同副委員長に樋口正訓君

広報常任委員会委員長に秋山稔君、同副委員長に鮫田洋平君が、それぞれ互選されました。

なお、休憩中に各常任委員会から、継続調査申出がありました。お手元に配布しましたとおり、日程に追加したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第7および第8を議題とすることに決定しました。

なお、議事の都合上、この追加日程は日程第12の後に行います。

---

○議長 (長澤健君)

日程第12 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員名簿配布のため、暫時休憩します。

( 書記 委員名簿配布 )

休憩 午前11時17分

---

再開 午前11時18分

○議長 (長澤健君)

休憩を解いて再開します。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項によって、お手元に配布しました名簿のとおり、指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

それでは、選任されました議会運営委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、正副委員長の互選をお願いします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時18分

---

再開 午前11時19分

○議長（長澤健君）

休憩を解いて再開します。

休憩中、委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので議長から報告します。

議会運営委員会委員長に井上光三君、同副委員長に堀内春美さんが互選されました。

---

○議長（長澤健君）

議長から報告します。

休憩中に、議会改革特別委員会の正副委員長の辞職願が受理され、当委員会を開催し、委員長および副委員長の互選を行いました。

委員長に井上光三君、同副委員長に堀内春美さんが選任されましたので報告します。

---

○議長（長澤健君）

追加日程第7 ひとつくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

追加日程第8 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の2議案は、閉会中の継続調査案でありますので一括して議題とします。

ひとつくり常任委員長、まちづくり常任委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（長澤健君）

以上をもちまして本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議を閉じます。

皆様には、お忙しいところ大変ご苦勞さまでした。

令和2年第2回富士川町議会臨時会を閉会します。

起立願います。「相互に礼」ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時21分